

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都昭島市拝島町三丁目1番3号

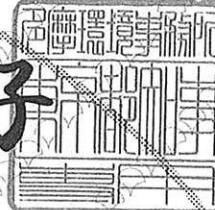
氏名 株式会社貴藤
代表取締役 池ノ谷 新吾

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条 第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和4年 9月17日

許可の有効年月日 令和11年 9月16日

1 事業の範囲

(1) 業の区分
収集運搬(積替え保管を含む。)(2) 取り扱う産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、はいじん、
（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
(積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおり)

(以上15種類)

(以上10種類)

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおり）

施設所在地： (1) 東京都立川市西砂町五丁目69番5及び69番6

(2) 東京都羽村市羽字武藏野4193番1及び4198番1

3 許可の条件

- (1) 積替え保管施設の作業時間は、2(1)の施設は原則として8時から17時までとすること。
- (2) 積替え保管を行う産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物を除く。）の搬出は全て自ら行うこと。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成5年 9月17日 新規許可

令和4年 9月17日 更新許可 第5回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

産廃エキスパート

都認定番号:5-20-B0041

(裏面)

2 積替え保管施設

(1) 施設所在地：東京都立川市西砂町五丁目69番5及び69番6

積替え保管面積：1,745m²

最大保管高さ：1.9m

産業廃棄物の種類 (限定内容)	保管量
汚泥(無機性のものに限る。)	ドラム缶(200ℓ)×5本 1.0m ³
廃油	ドラム缶(200ℓ)×5本 1.0m ³
動植物性残さ	ドラム缶(200ℓ)×5本 1.0m ³
廃プラスチック類、 ガラスくず・コンクリートくず及び 陶磁器くず、がれき類 (石綿含有産業廃棄物に限る。)	コンテナ(22m ³)×1基 コンテナ(8m ³)×1基 30.0m ³
保管量合計	33.0m ³

(2) 施設所在地：東京都羽村市羽字武藏野4193番1及び4198番1

積替え保管面積：523m²

最大保管高さ：2.3m

産業廃棄物の種類 (限定内容)	保管量
廃プラスチック類、紙くず、 木くず、纖維くず、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず及び 陶磁器くず、がれき類 (中間処理後の廃棄物に限り、石綿 含有産業廃棄物を除く。)	コンテナ(28m ³)×5基 140.0m ³
保管量合計	140.0m ³

(以下余白)